

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和2年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 3 号 令和2年度岩国市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和2年度岩国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和2年度岩国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 令和2年度岩国市病院事業会計決算の認定について

以上4件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第86号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第87号 令和3年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 令和3年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第89号 令和3年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第94号 岩国市手話言語条例

議案第95号 岩国市英語交流センター条例

議案第96号 岩国市病院事業の設置等に関する条例

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2 号 少人数学級の実現を国に求める意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 令和2年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の特定防衛施設周辺整備費の教育振興支援事業費の小中学校学校給食運営事業に関し、

委員中から、学校給食の献立を考える上での栄養摂取基準について質疑があり、

当局から、「文部科学省から学校給食摂取基準が示されている。1回の食事で摂取することが望ましいエネルギー量につき、全国平均で、小学生の平均が約660キロカロリー、中学生の平均が約850キロカロリーとなっている。この基準に基づいて学校給食を提供している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「実際に献立を確認したところ、文部科学省が示す基準値より低い数字で計算された献立がつくられているが、栄養管理は適正になされているのか」との質疑があり、

当局から、「給食センターでは、小・中学校を一緒に調理しているため同じ献立となっており、中学生の学校給食においては、基準を満たしていないという状況等があることから、今年度も調理場ごとに状況把握を行っている。栄養管理については、献立委員会において全体の調整等を図りながら、それぞれの調理場で献立を決めているところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「文部科学省が示す基準をクリアできるように、栄養管理

についても多角的に検討されて、しっかりとした運営をしていただきたい」との意見があり、

当局から、「子供たちが栄養価のあるものを食べて、心身ともに健康的な生活を送ることはとても大事なことであると考え。栄養面や価格面などを総合的に考え、早急に対応していきたい」との答弁がありました。

次に、民生費の障害者福祉費の知的障害者福祉費の療育センター管理費に関し、委員中から、岩国市療育センターの現状について質疑があり、

当局から、「岩国市療育センターの令和2年度の利用実績は、療育相談診察件数が2,977件、個別訓練件数が3,819件、集団訓練件数が286件となっている。集団訓練については1組10人を上限に行っていたが、密を避けるため、現在は1組5人までと制限をかけ、実施回数を増やす形で対応している。療育センターにおいては利用希望者が多く、療育相談・診察まで二、三か月待ちという状況であるが、その際は、療育センター内の「あいあいサークル」と呼ばれる親子通園訓練事業を紹介し、一旦はそこで子育てや発達の相談等をしていただき、診察を待っていただくという手だてを行っている状況である」との答弁がありました。

次に、民生費の障害者福祉費の身体障害者等福祉費の重度障害者（児）福祉タクシー料金助成事業及び重度障害者渡船料助成事業に関し、

委員中から、「タクシー助成については療育手帳Bの該当者が対象に含まれているのに、渡船助成については対象に含まれていないことは、制度設計に合理性がなく、渡船助成についても対象に含めるべきではないか」との質疑があり、

当局から、「渡船についてもタクシーと同様に、生活する上で欠かせないものであると考えられるので、今後、内部で検討し、制度の見直しができるようであれば見直しを図っていきたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第95号 岩国市英語交流センター条例の審査におきまして、

委員中から、「本事業については不明確な点が多く、煮詰めが足りないように思われるが、英語交流センターを本市の中心市街地に設置することで、来場者数及び具体的な事業展開をどのように想定しているのか」との質疑があり、

当局から、「昨年策定した英語交流のまち推進センター整備基本計画においては、一度のイベントの最大人数を51人とし、イベント開催による1日の利用者数を最大204人と設定している。様々な体験活動・交流活動において、英語によるコミュニケーションを行うことで、英語への興味・関心が深まり、英語力の向上につながるような仕組みを構築していきたいと考えている」との答弁がありました。

本議案については、採決において一部委員から反対意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。